

## 議案第22号 産業振興に寄与する事業に係る市税の特別措置条例の一部を改正する条例について

### 《改正の趣旨》

本市の産業の振興に寄与することを目的に一定の要件を満たす企業に対し固定資産税を5年間免除する特別措置について、納稅者に対する税の公平性、雇用や地域経済への波及効果を考慮し、奨励企業の指定の要件に本市に住民登録がある者を常用雇用者として新規に雇用すること等を加えるもの。

産業振興に寄与する事業に係る市税の特別措置条例(平成18年小松島市条例第17号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
(目的) 第1条 この条例は、本市の区域内において事業を行おうとする企業等に対して必要な奨励措置を講ずることにより、本市における産業の振興に寄与することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 企業等 本市の区域内において事業(商工・農林水産業)を営む者をいう。 (2) 事業用固定資産 事業に必要な地方税法(昭和25年法律第26号)第341条に規定する土地及び家屋をいう。	(目的) 第1条 この条例は、本市の区域内において操業または事業の拡大を行おうとする企業等に対して必要な奨励措置を講ずることにより、本市における産業の振興に寄与することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 企業等 本市の区域内において事業(商工・農林水産業)を営む者をいう。 (2) 事業用固定資産 事業に必要な地方税法(昭和25年法律第26号)第341条に規定する土地及び家屋をいう。	改正

	(3) 常用雇用者 以下のすべての要件を満たす者をいう。 ア 雇用期間を定めない労働者又はこれに準ずると認められる者 イ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定に基づく被保険者として、第9条の規定に基づく確認を受けている者 ウ 最低賃金法(昭和34年法律第137号)で定める最低賃金を下回らない者 エ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第9条の規定に基づく被保険者として、第18条の規定に基づく確認を受けている者又は第10条の規定に基づく許可を受けている者	追加
(企業等の指定)	(企業等の指定)	
第3条 次の各号に定める要件に該当する企業等は、この条例の適用を受けることができる。	第3条 次の各号に定めるすべての要件に該当する企業等は、この条例の適用を受けることができる。	改正
(1) 商工・農林水産業に関する国及び県の施策に基づく事業補助金(交付金を含む。)の採択を受けた企業等	(1) 商工・農林水産業に関する国及び県の施策に基づく事業補助金(交付金を含む。)の採択を受けた企業等又は商工・農林水産業に関する国及び県の施策に基づく制度融資の採択(融資金額1千万円以上)を受けた企業等	改正
(2) 商工・農林水産業に関する国及び県の施策に基づく制度融資の採択(融資金額1千万円以上)を受けた企業等	(2) 前号の補助金又は制度融資対象事業を行うため、事業用固定資産を新たに取得したこと。	削除
(3) 前2号の補助金又は制度融資対象事業を行うため、事業用固定資産を新たに取得したこと。	(2) 前号の補助金又は制度融資対象事業を行うため、事業用固定資産を新たに取得したこと。	改正

	(3) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により、本市に登録し、かつ生活の本拠を本市に有する常用雇用者を新規に雇用していること。 (4) 地域経済の活性化及び市民生活の安定に寄与すること。	追加
2 市長は、前項の規定による企業等を指定するときは、必要な条件を付することができる。	2 市長は、前項の規定による企業等を指定するときは、必要な条件を付することができる。	
第4条 (略) (奨励措置)	第4条 (略) (奨励措置)	
第5条 市長は、指定を受けた企業等に対して、事業開始後、最初に固定資産税が賦課される年度から最長5年間に限り、第3条第1項第3号に該当する固定資産税を免除する。	第5条 市長は、指定を受けた企業等に対して、事業開始後、最初に固定資産税が賦課される年度から最長5年間に限り、第3条第1項第2号に該当する固定資産税を免除する。	改正
第6条～第7条 (略) (指定の取消し又は奨励措置の停止等)	第6条～第7条 (略) (指定の取消し又は奨励措置の停止等)	
第8条 市長は、指定を受けた企業等が次の各号の一に該当する場合は、その指定を取り消すことができる。	第8条 市長は、指定を受けた企業等が次の各号のいづれかに該当する場合は、その指定を取り消すことができる。	改正
(1)～(6) (略)	(1)～(6) (略)	
2 (略)	2 (略)	